

子の監護に関する処分事件の事件動向について

1 監護者の指定

(1)新受件数の推移 (2)終局区分別割合 (3)平均審理期間の推移

2 養育費等

(1)新受件数の推移 (2)終局区分別割合 (3)平均審理期間の推移 (4)養育費等の支払月額別件数

3 面会交流

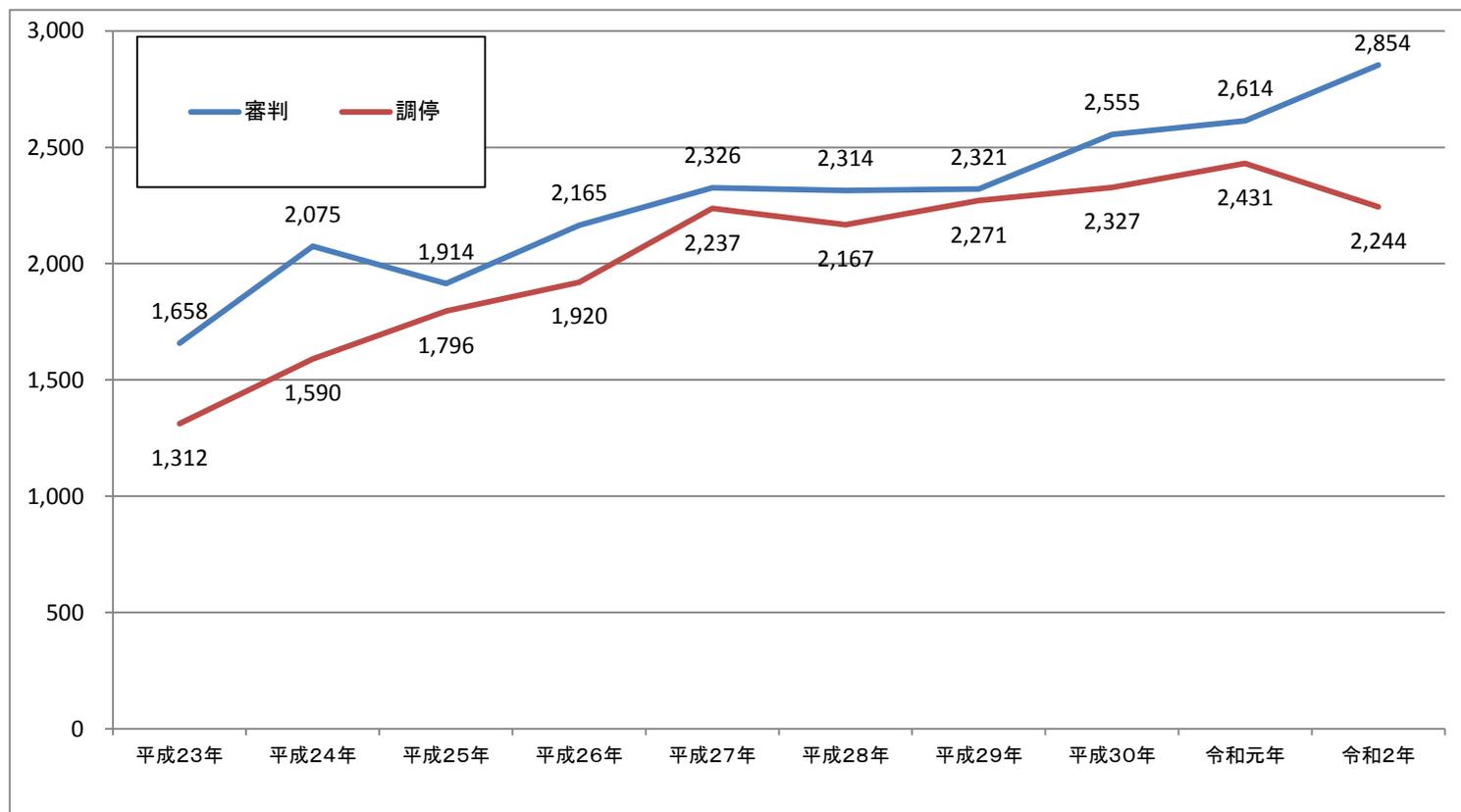
(1)新受件数の推移 (2)終局区分別割合 (3)平均審理期間の推移 (4)面会交流の回数

4 子の引渡し

(1)新受件数の推移 (2)終局区分別割合 (3)平均審理期間の推移

1-(1)

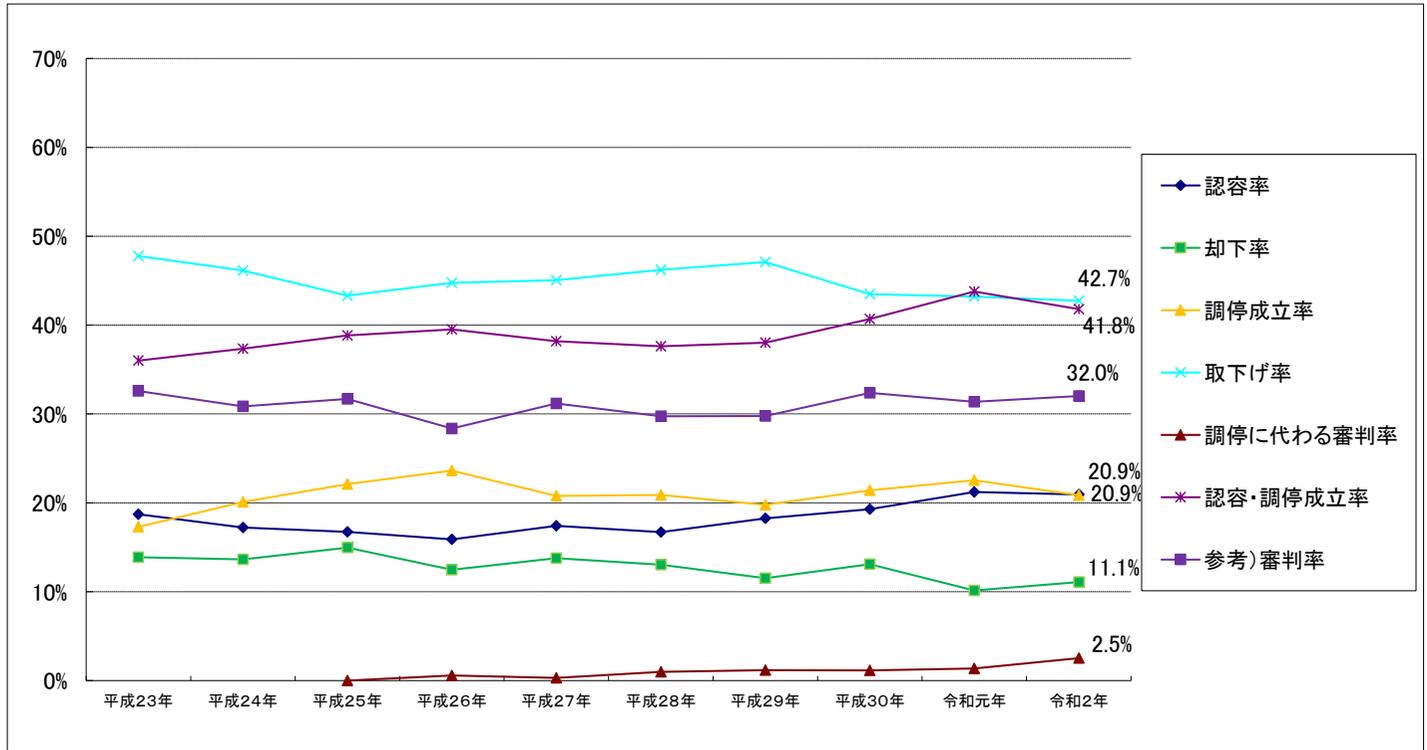
子の監護に関する処分事件(監護者の指定)の新受件数の推移(全家庭裁判所)



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
審判	1,658	2,075	1,914	2,165	2,326	2,314	2,321	2,555	2,614	2,854
調停	1,312	1,590	1,796	1,920	2,237	2,167	2,271	2,327	2,431	2,244

※司法統計による。令和2年の数値は速報値である。

子の監護に関する処分事件(監護者の指定)・終局区分別割合(全家庭裁判所)



子の監護に関する処分事件(監護者の指定)・終局区分別件数(全家庭裁判所)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総数	2,047	2,443	2,660	2,637	3,043	3,297	3,248	3,261	3,511	3,404 (100%)
認容	383	421	445	419	530	551	593	629	745	713 (20.9%)
却下	284	333	398	329	419	430	374	427	356	377 (11.1%)
調停成立	354	491	588	623	632	689	642	698	792	710 (20.9%)
取下げ	978	1,127	1,152	1,180	1,371	1,524	1,530	1,418	1,517	1,455 (42.7%)
調停に代わる審判	—	—	0	15	9	32	38	37	48	86 (2.5%)
その他	48	71	77	71	82	71	71	52	53	63 (1.9%)

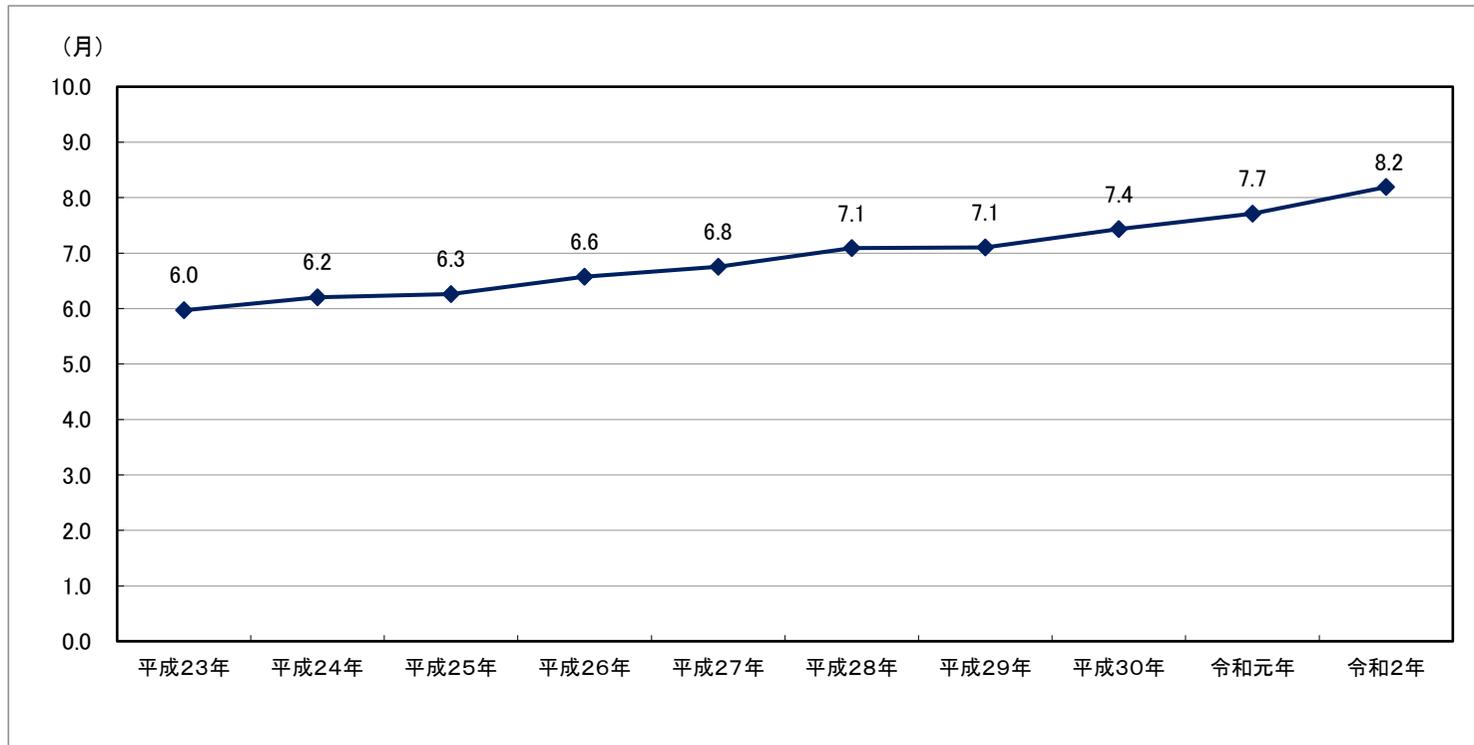
※司法統計による。令和2年の数値は速報値である。

※認容率、却下率、調停成立率、取下げ率及び調停に代わる審判率は、それぞれの件数を総数で割ることにより算出した。

※認容・調停成立率=(認容件数+調停成立件数)÷総数、審判率=(認容件数+却下件数)÷総数により算出した。

※「その他」は、当然終了等が含まれている。

子の監護に関する処分事件(監護者の指定)の平均審理期間の推移(全家庭裁判所)

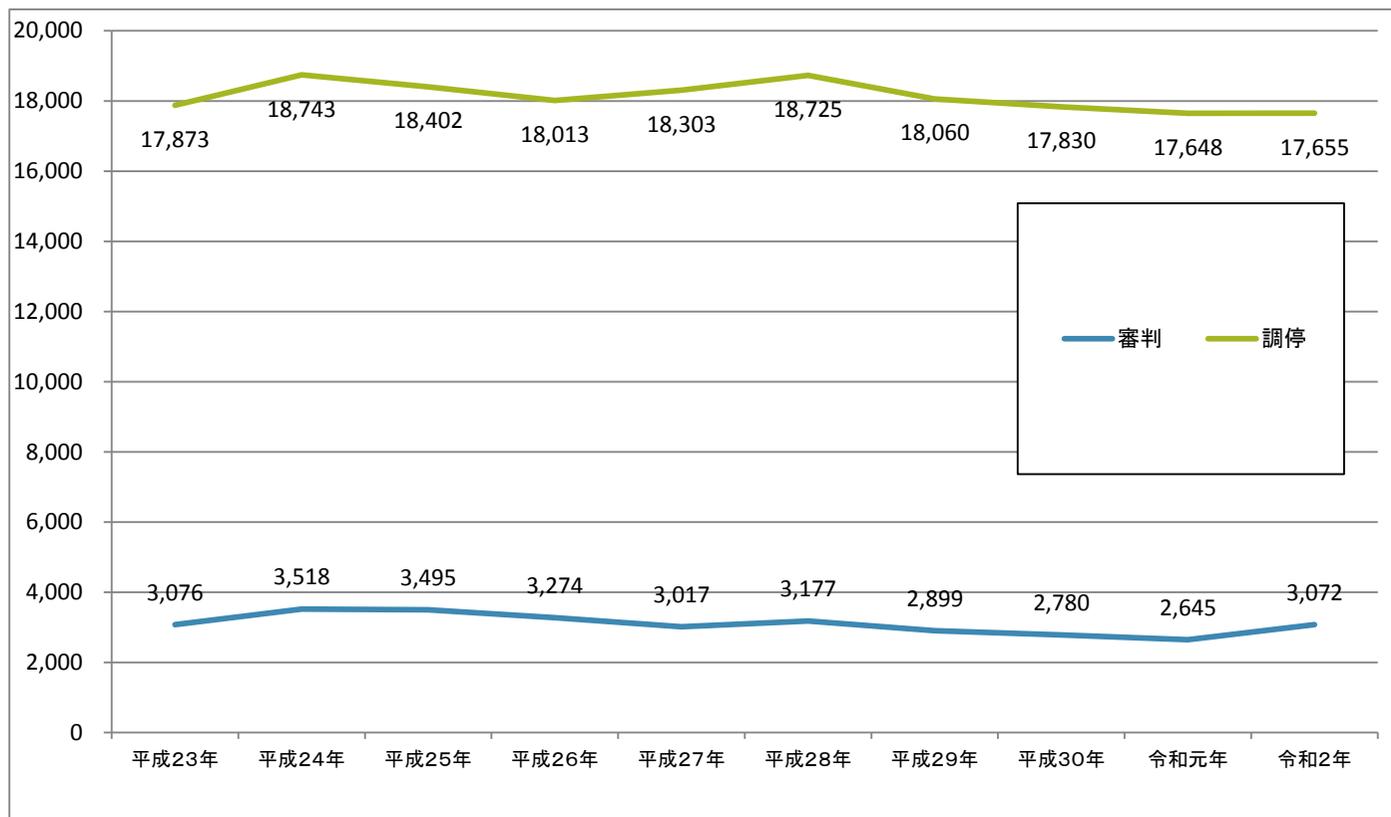


※司法統計による。令和2年の数値は速報値である。

※上図は、調停・審判の手続を通じ事件を受理した日から調停成立や審判がされるなどの事由により事件が終局した日までの平均審理期間の推移を表したものである。

2-(1)

子の監護に関する処分事件(養育費)等の新受件数の推移(全家庭裁判所)



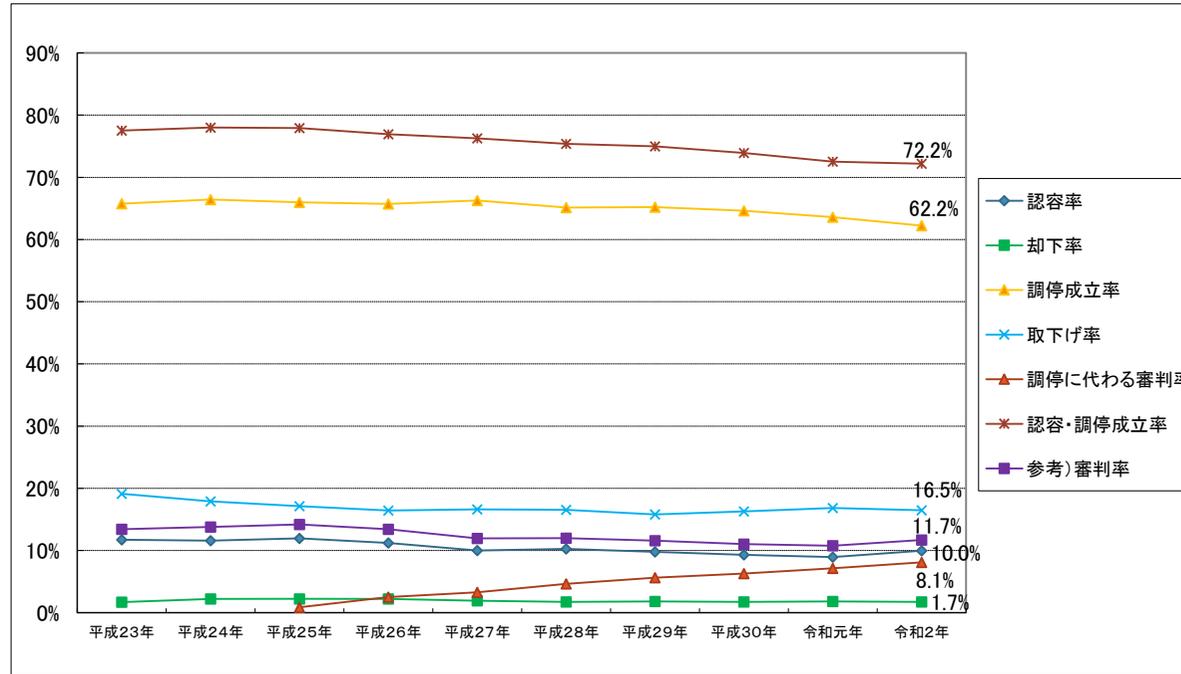
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
審判	3,076	3,518	3,495	3,274	3,017	3,177	2,899	2,780	2,645	3,072
調停	17,873	18,743	18,402	18,013	18,303	18,725	18,060	17,830	17,648	17,655

※司法統計による。令和2年の数値は速報値である。

※養育費請求、増額又は減額を求める申立てのほか、未成年者の扶養料請求等が含まれる場合がある。

2-(2)

子の監護に関する処分事件(養育費)等・終局区分別割合(全家庭裁判所)



子の監護に関する処分事件(養育費)等・終局区分別件数(全家庭裁判所)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総数	17,898	18,482	18,152	17,707	17,784	17,929	17,697	17,133	16,575	16,206 (100%)
認容	2,100	2,140	2,170	1,983	1,779	1,838	1,728	1,591	1,482	1,613 (10.0%)
却下	304	410	405	394	344	313	322	299	302	283 (1.7%)
調停成立	11,770	12,277	11,976	11,637	11,784	11,677	11,541	11,071	10,539	10,085 (62.2%)
取下げ	3,422	3,311	3,109	2,910	2,956	2,968	2,795	2,792	2,789	2,670 (16.5%)
調停に代わる審判	—	—	158	446	584	833	995	1,081	1,181	1,312 (8.1%)
その他	302	344	334	337	337	300	316	299	282	243 (1.5%)

※司法統計による。令和2年の数値は速報値である。

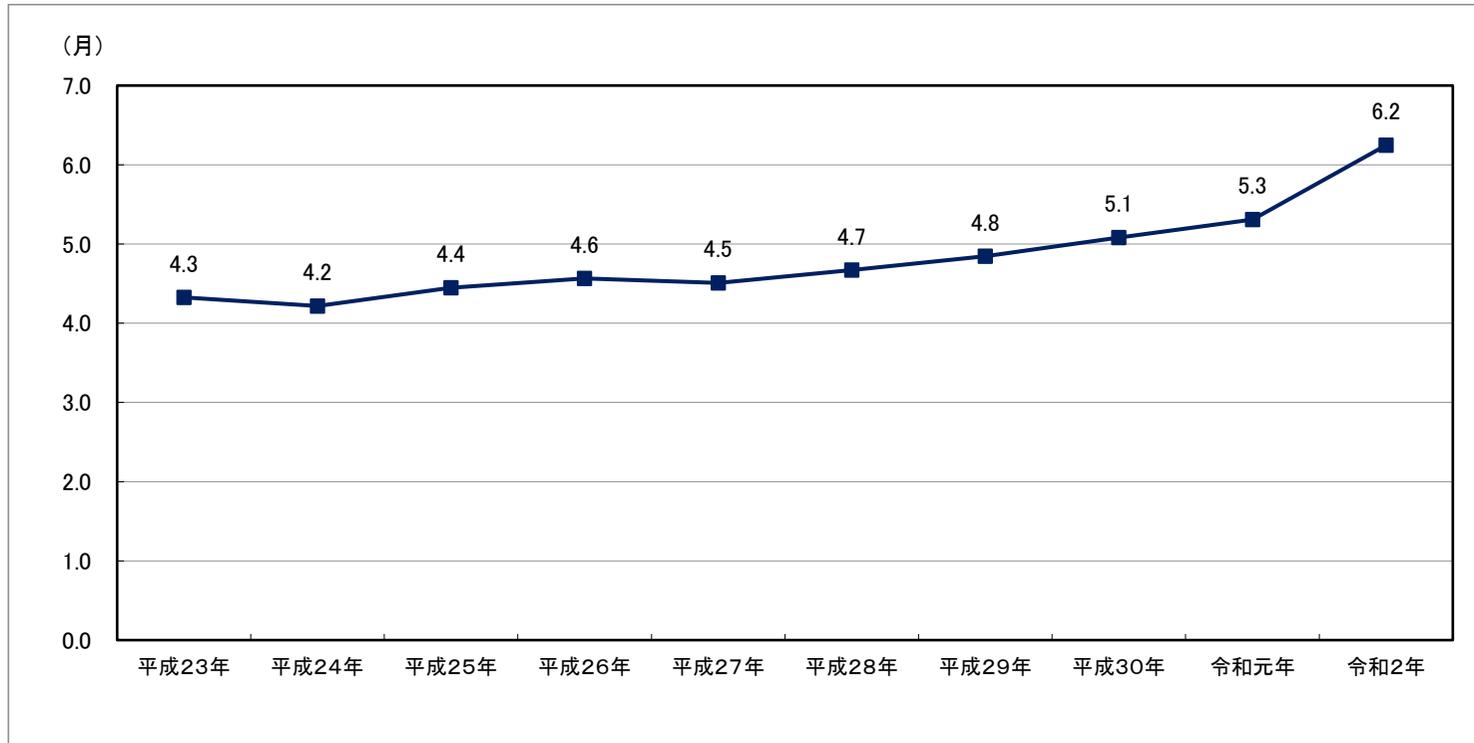
※養育費請求、増額又は減額を求める申立て及び未成年者の扶養料請求等も含まれている。

※認容率、却下率、調停成立率、取下げ率及び調停に代わる審判率は、それぞれの件数を総数で割ることにより算出した。

※認容・調停成立率=(認容件数+調停成立件数)÷総数、審判率=(認容件数+却下件数)÷総数により算出した。

※終局区分は上記のほか「当然終了」等がある。そのため、令和2年の各終局区分別割合の合計は100%にならない。

子の監護に関する処分事件(養育費)等の平均審理期間の推移(全家庭裁判所)

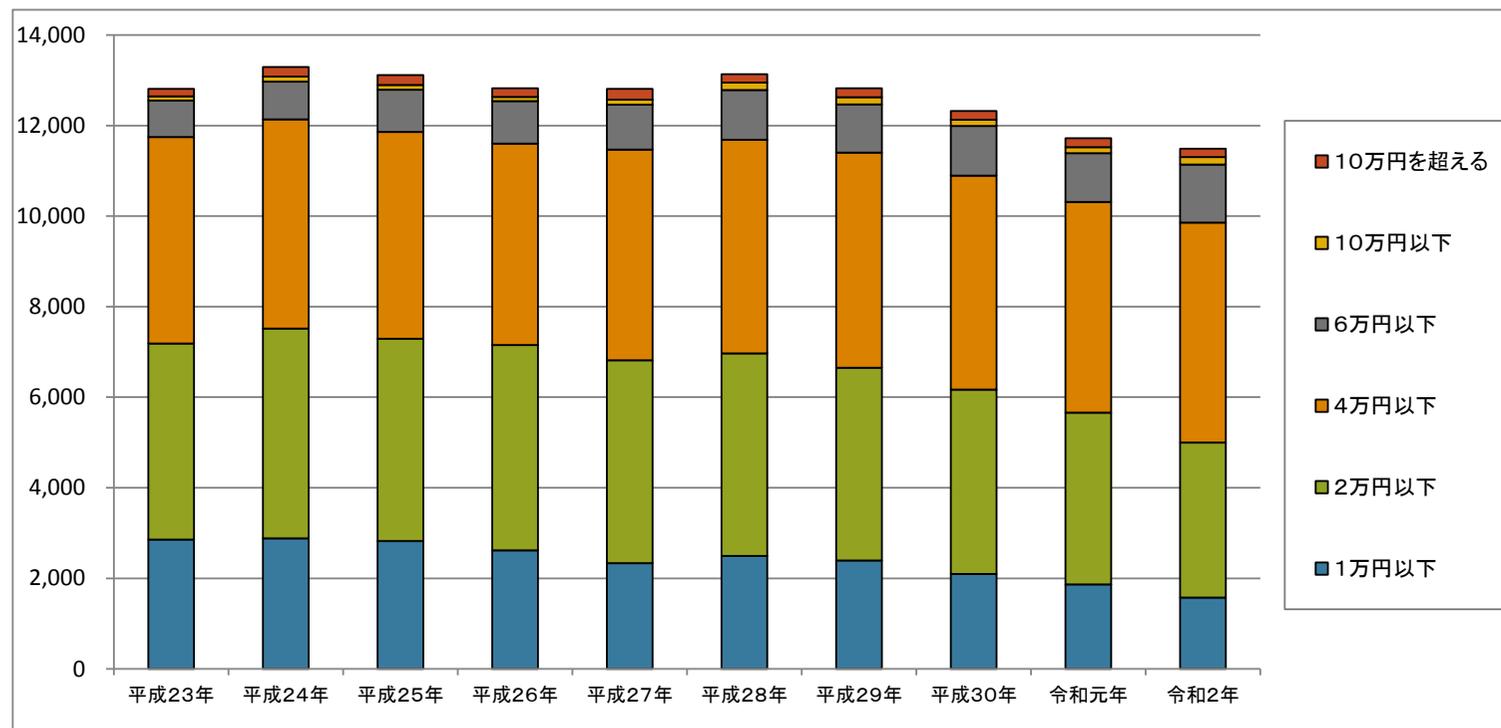


※司法統計による。令和2年の数値は速報値である。

※養育費請求、増額又は減額を求める申立て及び未成年者の扶養料請求等も含まれている。

※上図は、調停・審判の手続を通じ事件を受理した日から調停成立や審判がされるなどの事由により事件が終局した日までの平均審理期間の推移を表したものである。

子の監護に関する処分事件(養育費)等・養育費等の支払月額別件数(全家庭裁判所)



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1万円以下	2,859	2,883	2,821	2,622	2,336	2,493	2,396	2,097	1,864	1,572
2万円以下	4,330	4,633	4,468	4,531	4,480	4,473	4,253	4,070	3,793	3,424
4万円以下	4,558	4,620	4,572	4,449	4,656	4,720	4,751	4,727	4,657	4,860
6万円以下	807	834	930	938	986	1,101	1,066	1,097	1,078	1,281
8万円以下	234	223	300	212	258	269	325	292	306	392
10万円以下	93	114	105	93	116	163	163	141	128	169
10万円を超える	164	207	216	189	236	188	198	191	199	182

※司法統計による。令和2年の数値は速報値である。

※養育費請求、増額又は減額を求める申立て及び未成年者の扶養料請求等も含まれている。

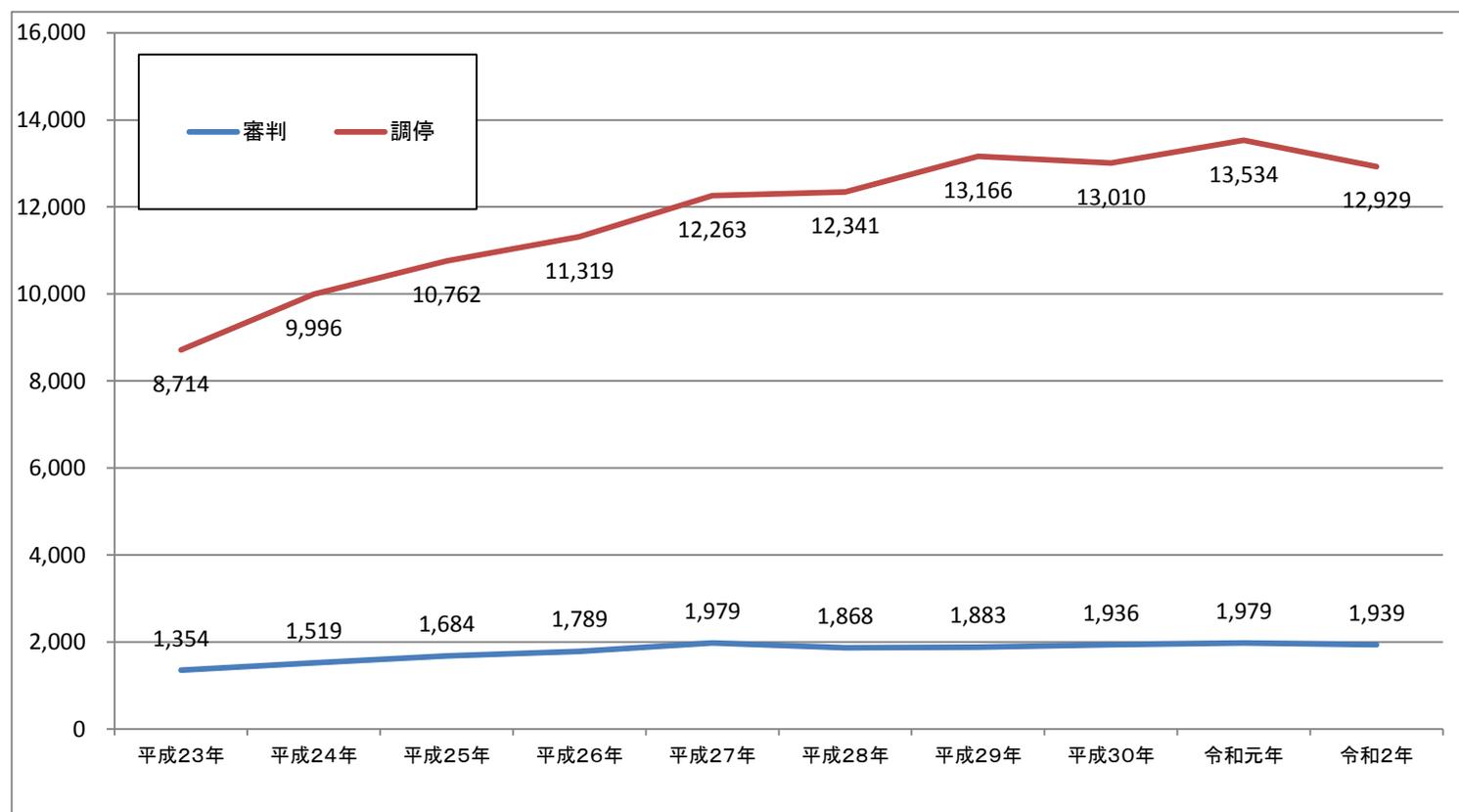
※平成24年までは、認容・調停成立により終局した事件を対象としている。

※平成25年以降は、認容・調停成立・調停に代わる審判により終局した事件を対象としている。

※上図表の支払月額のほか、債権額の確認のみ又は支払の免除等により支払をしない取決めの場合、金額が不定の場合等があるため、上表の合計件数が認容・調停成立・調停に代わる審判により終局した事件の合計件数と一致しない場合がある。

3-(1)

子の監護に関する処分事件(面会交流)の新受件数の推移(全家庭裁判所)

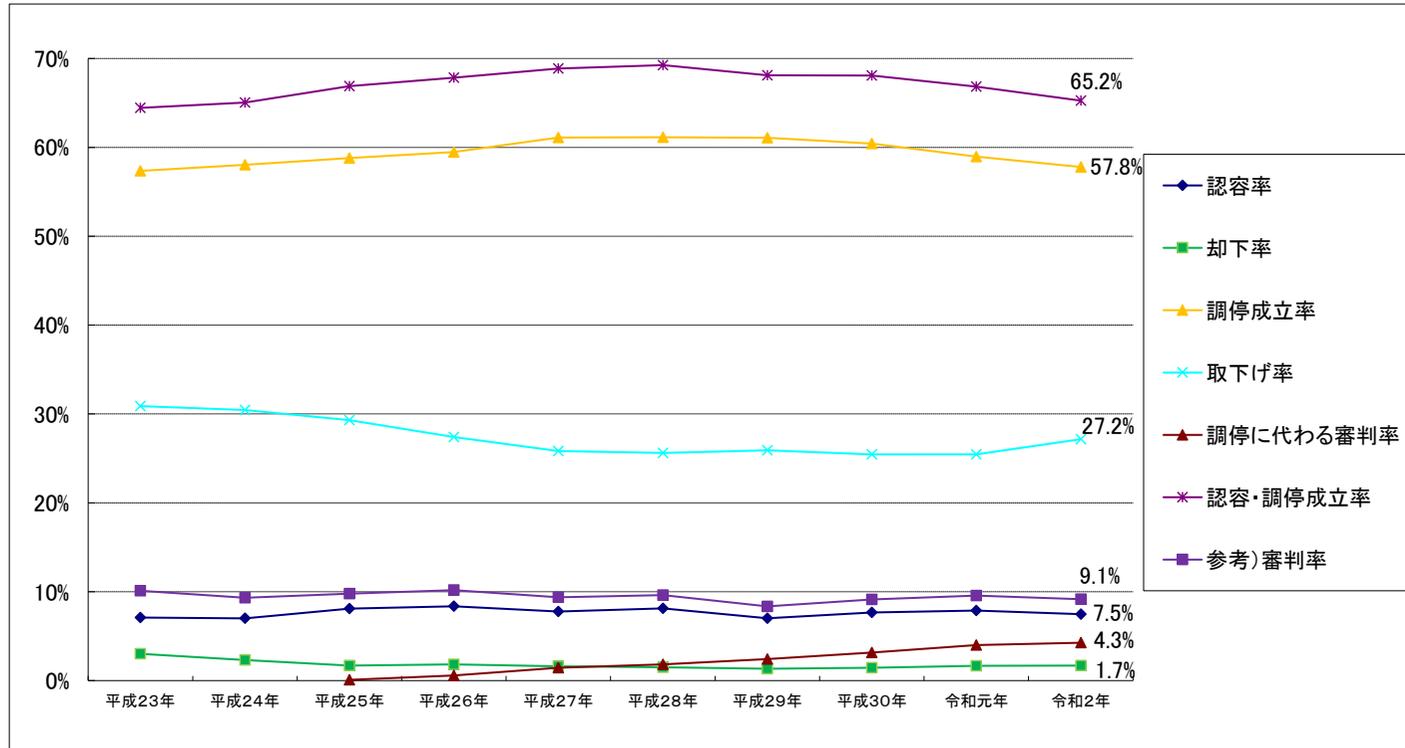


	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
審判	1,354	1,519	1,684	1,789	1,979	1,868	1,883	1,936	1,979	1,939
調停	8,714	9,996	10,762	11,319	12,263	12,341	13,166	13,010	13,534	12,929

※司法統計による。令和2年の数値は速報値である。

3-(2)

子の監護に関する処分事件(面会交流)・終局区分別割合(全家庭裁判所)



子の監護に関する処分事件(面会交流)・終局区分別件数(全家庭裁判所)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総数	7,965	8,828	9,652	10,563	11,113	11,482	11,843	11,866	12,034	10,776 (100%)
認容	565	618	782	883	864	932	831	910	949	804 (7.5%)
却下	240	204	163	192	179	172	158	173	201	182 (1.7%)
調停成立	4,568	5,124	5,674	6,283	6,790	7,020	7,235	7,169	7,094	6,227 (57.8%)
取下げ	2,460	2,687	2,828	2,894	2,872	2,940	3,070	3,021	3,063	2,926 (27.2%)
調停に代わる審判	—	—	8	62	160	211	287	374	481	459 (4.3%)
その他	132	195	197	249	248	207	262	219	246	178 (1.7%)

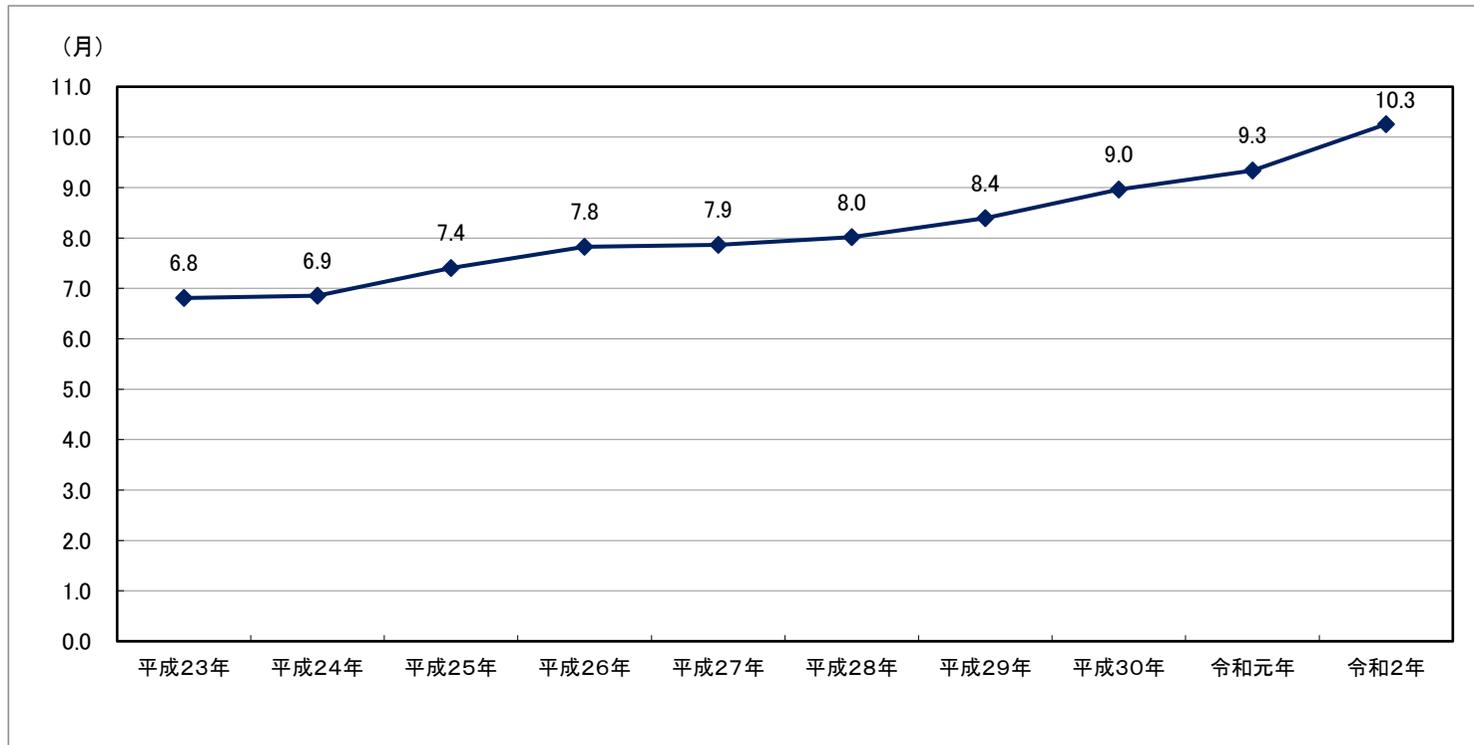
※司法統計による。令和2年の数値は速報値である。

※認容率、却下率、調停成立率、取下げ率及び調停に代わる審判率は、それぞれの件数を総数で割ることにより算出した。

※認容・調停成立率=(認容件数+調停成立件数)÷総数、審判率=(認容件数+却下件数)÷総数により算出した。

※「その他」は、当然終了等が含まれている。

子の監護に関する処分事件(面会交流)の平均審理期間の推移(全家庭裁判所)

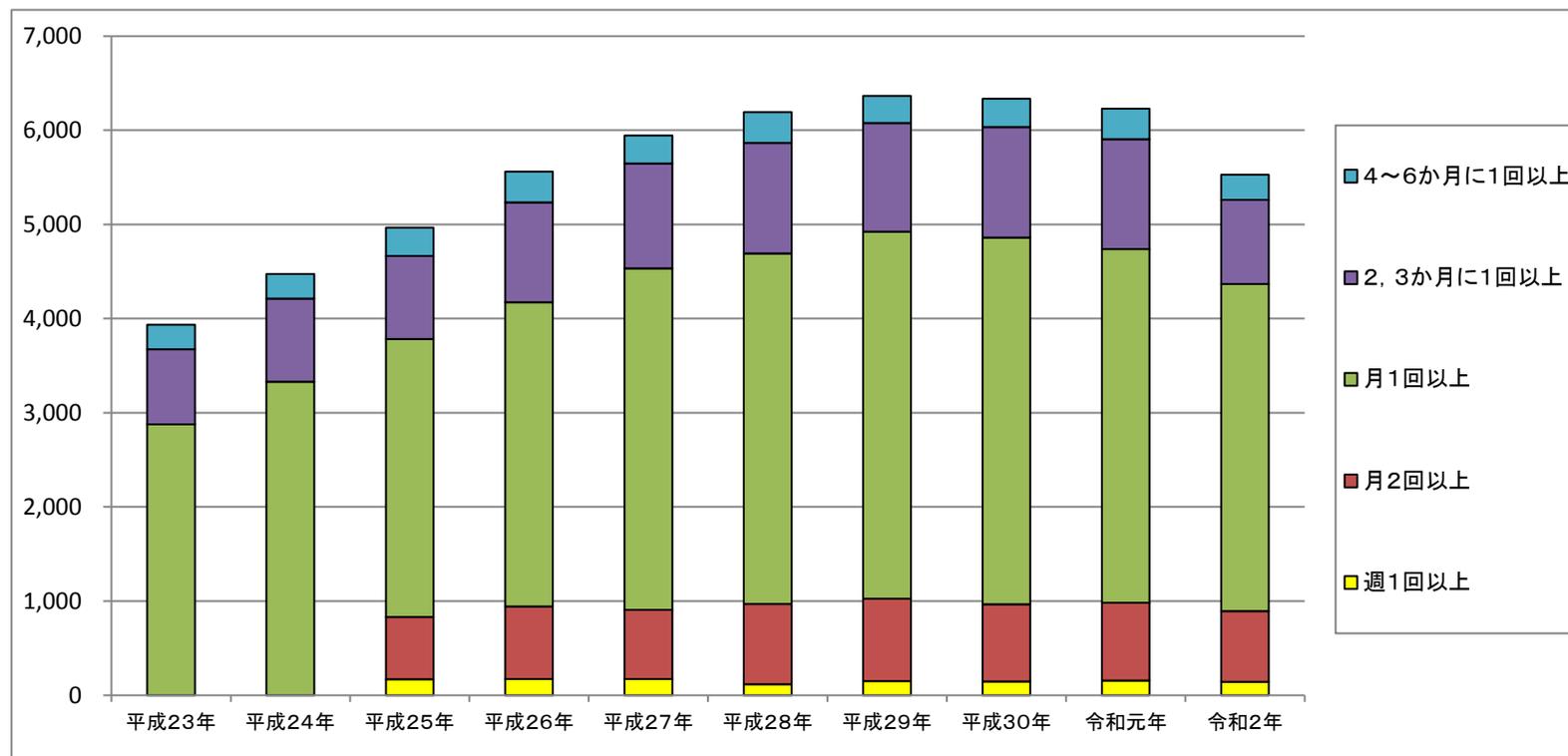


※司法統計による。令和2年の数値は速報値である。

※上図は、調停・審判の手続きを通じ事件を受理した日から調停成立や審判がされるなどの事由により事件が終局した日までの平均審理期間の推移を表したものである。

3-(4)

子の監護に関する処分事件(面会交流)・面会交流の回数(全家庭裁判所)



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
週1回以上	—	—	171	173	172	118	150	146	157	144
月2回以上	—	—	659	771	735	853	876	820	828	751
月1回以上	2,878	3,329	2,952	3,231	3,626	3,721	3,898	3,894	3,753	3,472
2, 3か月に1回以上	798	885	885	1,061	1,115	1,173	1,155	1,176	1,167	895
4~6か月に1回以上	258	260	299	326	298	330	286	300	326	268

※司法統計による。令和2年の数値は速報値である。

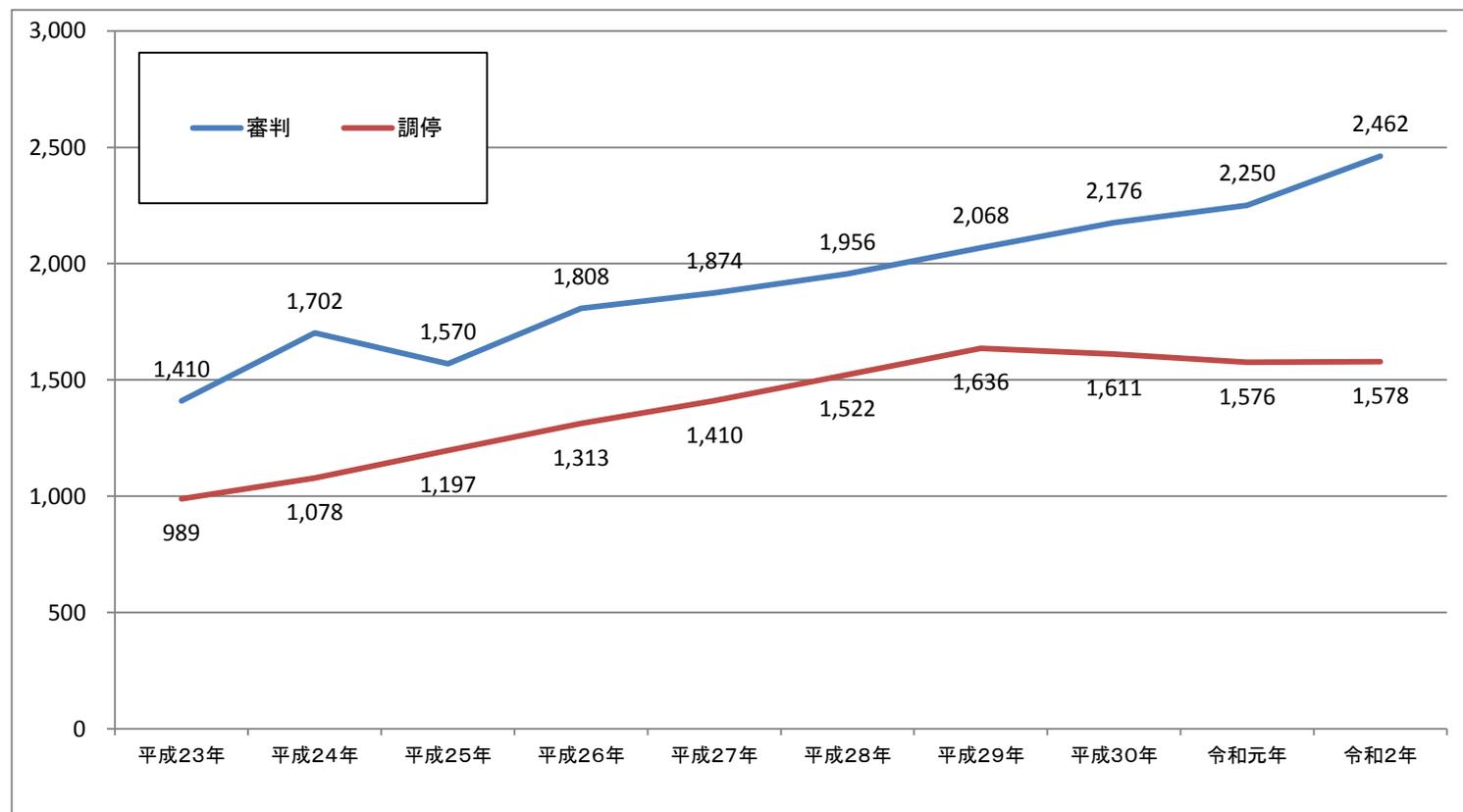
※平成24年までは、面会交流事件のうち、認容・調停成立により終局した事件を対象としている。

※平成25年以降は、面会交流事件のうち、認容・調停成立・調停に代わる審判により終局した事件を対象としている。

※週1回以上、月2回以上は、平成25年から集計している。

4-(1)

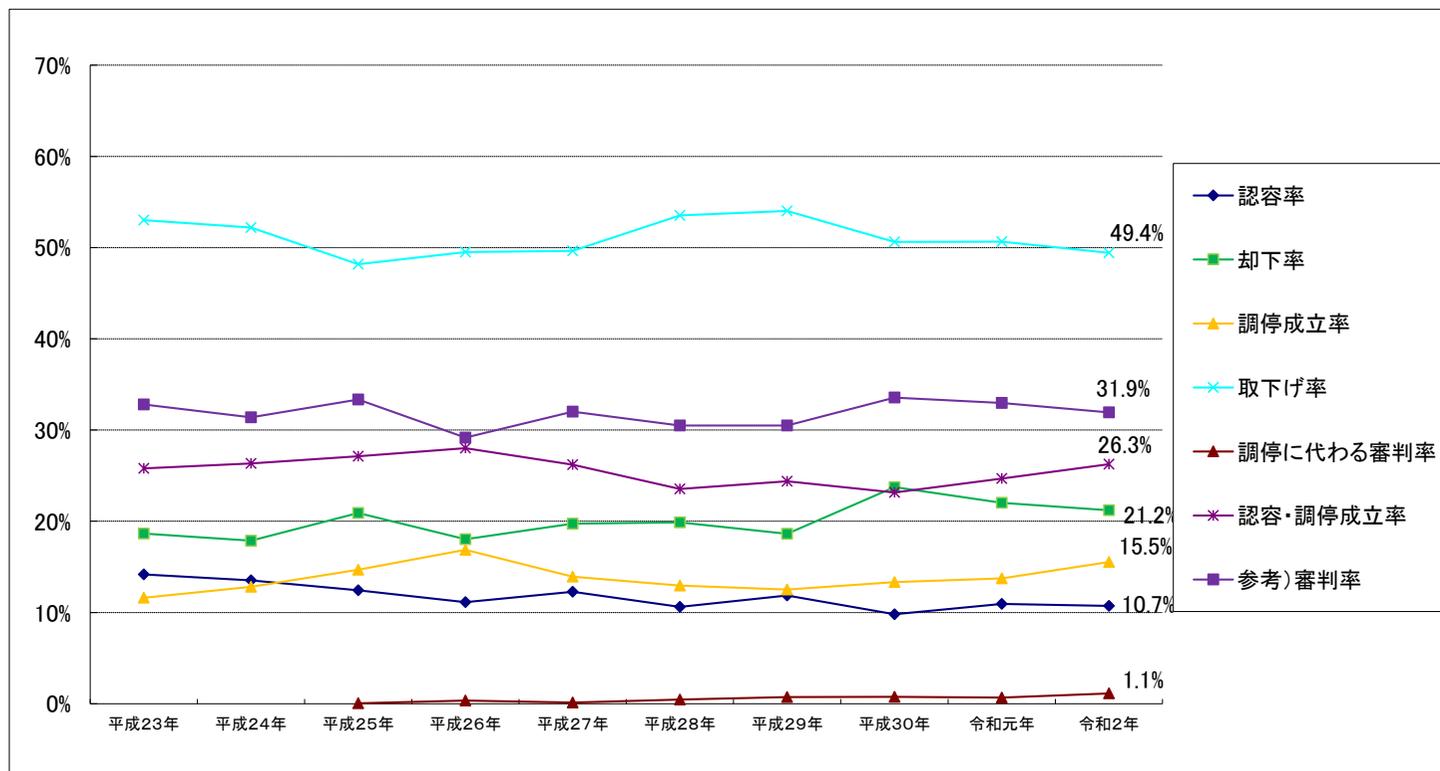
子の監護に関する処分事件(子の引渡し)の新受件数の推移(全家庭裁判所)



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
審判	1,410	1,702	1,570	1,808	1,874	1,956	2,068	2,176	2,250	2,462
調停	989	1,078	1,197	1,313	1,410	1,522	1,636	1,611	1,576	1,578

※司法統計による。令和2年の数値は速報値である。

子の監護に関する処分事件(子の引渡し)・終局区分別割合(全家庭裁判所)



子の監護に関する処分事件(子の引渡し)・終局区分別件数(全家庭裁判所)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総数	1,679	1,902	2,057	2,074	2,306	2,565	2,588	2,548	2,833	2,658 (100%)
認容	238	257	256	231	283	272	307	250	310	285 (10.7%)
却下	313	340	430	374	455	510	482	605	624	564 (21.2%)
調停成立	195	244	302	350	321	332	324	340	389	413 (15.5%)
取下げ	890	993	991	1,027	1,145	1,373	1,398	1,290	1,435	1,314 (49.4%)
調停に代わる審判	—	—	1	7	3	12	19	19	19	30 (1.1%)
その他	43	68	77	85	99	66	58	44	56	52 (2.0%)

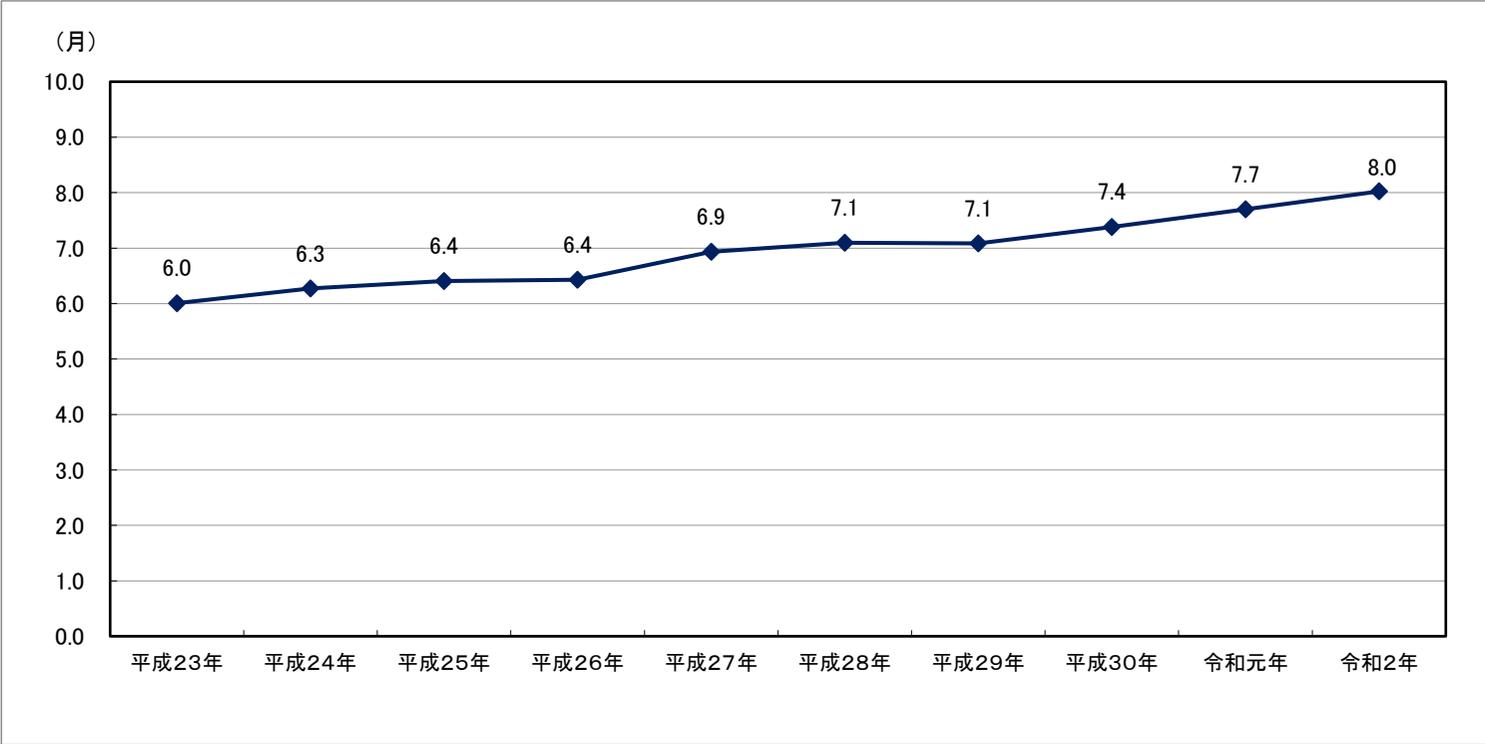
※司法統計による。令和2年の数値は速報値である。

※認容率、却下率、調停成立率、取下げ率及び調停に代わる審判率は、それぞれの件数を総数で割ることにより算出した。

※認容・調停成立率=(認容件数+調停成立件数)÷総数、審判率=(認容件数+却下件数)÷総数により算出した。

※「その他」は、当然終了等が含まれている。

子の監護に関する処分事件(子の引渡し)の平均審理期間の推移(全家庭裁判所)



※司法統計による。令和2年の数値は速報値である。
※上図は、調停・審判の手続を通じ事件を受理した日から調停成立や審判がされるなどの事由により事件が終局した日までの平均審理期間の推移を表したものである。